【３ 職員資格】

| 区　　分 | 基準（改正認定こども園法第15条による基準） | 特例（改正認定こども園法附則第5条による特例） | 申請の内容（基準に対する対応を具体的に記載すること） | 適否 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）（以下、「保育教諭等」という。）  副園長、教頭のうち、園児の教育及び保育に直接従事する者がいる場合は、当該職員を含む。 | 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第１項の登録を受けた者であること。 | 特例あり | 【特例を適用しない保育教諭等】  【確認事項：特例を適用しない保育教諭等は、幼稚園の教諭の普通免許状及び保育士資格を有しているか。】  （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　　　職名　　　　　氏名　　　　 　　　保有資格  　【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  　【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  　【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  　【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  　【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】 |  |
| 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）（平成26年11月28日付け府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号）」の２．（２）に基づき、保健師、看護師又は準看護師を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師とする場合においては、次のとおりとすること。  【保健師を保育教諭等とする場合】  　保有資格欄に「保健師」と記入し、○を付すこと。  【看護師を保育教諭等とする場合】  　保有資格欄に「看護師」と記入し、○を付すこと。  【準看護師を保育教諭等とする場合】  　保有資格欄に「準看護師」と記入し、○を付すこと。 |  | 【資格の特例】  施行日から起算して10年間（令和7年3月31日までの間）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第１項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。  副園長、教頭のうち、園児の教育及び保育に直接従事する者がいる場合は、当該職員を含む。 | 【特例の適用】  該当するものを○で囲むこと。  　　　適用する　　・　　適用しない  【特例を適用する保育教諭等】  【確認事項：特例を適用する保育教諭等は、幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士資格を有しているか。】  （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　　職名　　　　　氏名　　　　　　　 　保有資格  　【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  　【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】  【幼普・保】 |  |
| 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。） | 幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第４条第４項に規定する臨時免許状をいう。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第１項の登録を受けた者であること。 | 特例なし | 【特例を適用しない助保育教諭及び講師】  【確認事項：特例を適用しない助保育教諭及び講師は、幼稚園の助教諭の臨時免許状及び保育士資格を有しているか。】  （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　職名　　　　氏名　　　　　　　　　保有資格  　　　　　【幼臨・保】  【幼臨・保】  【幼臨・保】  　【幼臨・保】  【幼臨・保】 |  |
| 主幹養護教諭及び養護教諭 | 養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者であること。 | 特例なし | 【主幹養護教諭及び養護教諭】  【確認事項：主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有しているか。】  （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　　　職名　　　　　氏名　　　　　　 　保有資格  【養普】  【養普】  　【養普】  【養普】 |  |
| 養護助教諭 | 養護助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第４条第４項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者であること。 | 特例なし | 養護助教諭】  【確認事項：養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有しているか。】  （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　　　職名　　　　　氏名　　　　　　 　保有資格  【養臨】  【養臨】  【養臨】  【養臨】 |  |

| 区　　分 | 特例（省令による特例） | 申請の内容（基準に対する対応を具体的に記載すること） | 適　否 |
| --- | --- | --- | --- |
| 園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第５条を適用する者） | 【省令基準附則第５条】  園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第５条第３項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員の数が１人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち１人は、同項の表備考第１号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。 | 【省令基準附則第５条を適用する者】  【確認事項１：次のいずれかに該当する者であるか。】   1. 認定こども園や保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で１年相当程度が目安） 2. 家庭的保育者（保育士を除く。） 3. 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者   （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　職名　　　　氏名 　　　　　保有資格   1. ・②・③・④・⑤】 2. ・②・③・④・⑤】 3. ・②・③・④・⑤】 4. ・②・③・④・⑤】 |  |
| 園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第６条を適用する者） | 【省令基準附則第６条】  第５条第３項の表備考第１号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 | 【省令基準附則第６条を適用する者】  【確認事項１：次のいずれかに該当する者であるか。】  ①　小学校教諭の普通免許状を有する者  ②　養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。）  （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　職名　　　　氏名 　　　　　　　　保有資格   * 1. ・②】   2. ・②】  1. ・②】   【①・②】  【①・②】  【確認事項２：上記の職員は、すべて学級担任ではないことを確認すること。】  該当するものを○で囲むこと。  　学級担任ではない　・　　学級担任である |  |
| 園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第７条を適用する者） | 【省令基準附則第７条】  １日につき８時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第５条第３項の表備考第１号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 | 【省令基準附則第７条を適用する者】  【確認事項１：次のいずれかに該当する者であるか。】  ①　認定こども園や保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で１年相当程度が目安）  ②　家庭的保育者（保育士を除く。）  ③　子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者  （職名、氏名及び保有資格（○を付す）を記載）  　職名　　　　氏名 　　　　　保有資格   1. ・②・③】 2. ・②・③】 3. ・②・③】 4. ・②・③】   【確認事項２：上記の職員は、すべて学級担任ではないことを確認すること。】  該当するものを○で囲むこと。  　学級担任ではない　・　　学級担任である  【確認事項３】：この特例を適用する施設は、８時間を超えて教育及び保育を行う施設であるか。】  　Ａが８時間を超えている場合は、要件を満たしている。  　教育及び保育を行う時間　　　　時間･･･Ａ |  |
| 園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第８条を適用する者） | 【省令基準附則第８条】  第５条第３項の表備考第一号に定める者については、当分の間、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が４人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第５条第３項の表備考第１号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。  ２　前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 | 【省令基準附則第８条を適用する者】  【確認事項１：上記の職員は、すべて学級担任ではないことを確認すること。】  該当するものを○で囲むこと。  　学級担任ではない　・　　学級担任である  以降は、在籍乳児数３名以下の場合のみ確認すること。  【確認事項２：次のいずれかに該当するものであるか】  ①　保育所等での勤務経験が概ね３年以上である者  ②　保育所等での勤務実績が概ね３年に満たない場合は、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者。  　（職名、氏名を記載）  職名　　　　氏名 　　　　　　保有資格  【①・②】  （子育て支援員研修未修了の場合）  満たさない理由：  受講予定時期：　　　　　　　　年　　月  未修了の期間、支援を行う園長や主幹保育教諭等の  職名及び氏名  　　職名　　　　氏名  （支援を行うことができない場合、その理由）    【確認事項３：保育教諭等と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行っているか】  該当するものを○で囲むこと。  　行っている　・　　行っていない  ※　以下は、必須要件ではないが、適切に実施されているか確認すること。  【確認事項４；確認事項３の保育教諭等は次のすべての項目に該当しているか。】  ①　常勤保育士である者  ②　勤務する施設での勤続年数が概ね３年以上である者  ③　乳児保育の経験を有している者  （職名、氏名を記載）  職名　　　　氏名 　　　　　　保有資格  【①・②・③】  （保有資格を満たさない場合、その理由）  【確認事項５：確認事項３の保育教諭等が休暇を取得する際等にフォローアップに入る保育教諭等は、次のすべての項目に該当しているか】  ①　常勤保育士である者  ②　勤務する施設での勤続年数が概ね３年以上である　　　者  ③　乳児保育の経験を有している者  （職名、氏名を記載）  職名　　　　氏名 　　　　　　保有資格  【①・②・③】  （保有資格を満たさない場合、その理由） |  |

| 区　　分 | 基準及び特例  （改正認定こども園法施行規則による基準及び特例） | 申請の内容（基準に対する対応を具体的に記載すること） | 適　否 |
| --- | --- | --- | --- |
| 園長、副園長、教頭 | 【園長、副園長、教頭の資格の基準】  （幼保連携型認定こども園の園長の資格）  第12条  園長の資格は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第１項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に５年以上あることとする。  一　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職  二　学校教育法第１条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第１項及び第70条第１項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職  三　学校教育法第１条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成13年法律第105号）による改正前の学校教育法第73条の３第１項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第７条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第６条に規定する施設の当該職員を含む。）の職  四　学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第１条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第１条の規定による教員養成諸学校の長の職  五　前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職  六　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第１号から第３号までに掲げる者に準ずるものの職  七　前号に規定する職のほか、外国の学校における第１号から第３号までに掲げる者に準ずるものの職  八　少年院法（昭和23年法律第169号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成９年法律第74号）附則第７条第１項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第２項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第48条第４項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院（同法第48条第４項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職  九　児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設及び法第３条第３項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職  十　児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設及び法第３条第３項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職  十一　児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設及び法第３条第３項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職  十二　児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職  十三　家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職  十四　家庭的保育事業等における事務職員の職  十五　第１号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職  十六　外国の官公庁における前号に準ずるものの職  第13条　国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。  （幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格）  第14条　前２条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。 | 【園長】（園長は必置であること。）  １　職名・氏名・専任兼任の別  　　　　　　　　　　　　　（専任・兼任）  ２　所有する資格  （基準：下記の資格の両方を有していること。）  　　教諭　　　　有（種類：　　　　 ）　・　無  保育士　　　有　・　無  ３　教育職等の経験年数  （基準：法施行規則第12条各号に掲げる職の経験年数が５年以上であること。）  ４　同等の資質の具体的内容  　（上記２及び３の基準を満たさない場合に、「同等の資質」と認められる具体的な内容を記載すること。）  【副園長】（副園長を設置する場合のみ記載すること。）  １　職名・氏名・専任兼任の別  　　　　　　　　　　　　　　（専任・兼任）  ２　所有する資格  （基準：資格を併有していること。）  　　教諭　　　　有（種類：　　　　 ）　・　無  保育士　　　有　・　無  ３　教育職等の経験年数  （基準：法施行規則第12条各号に掲げる職の経験年数が５年以上であること。）  ４　同等の資質の具体的内容  　（上記２及び３の基準を満たさない場合に、「同等の資質」と認められる具体的な内容を記載すること。）  【教頭】（教頭を設置する場合のみ記載すること。）  １　職名・氏名・専任兼任の別  　　　　　　　　　　　　　　　（専任・兼任）  ２　所有する資格  （基準：資格を併有していること。）  　　教諭　　　　有（種類：　　　　 ）　・　無  保育士　　　有　・　無  ３　教育職等の経験年数  （基準：法施行規則第12条各号に掲げる職の経験年数が５年以上であること。）  ４　同等の資質の具体的内容  　（上記２及び３の基準を満たさない場合に、「同等の資質」と認められる具体的な内容を記載すること。） |  |